

令和3年第10回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和3年10月4日（月）
午前10時00分開会 午前11時40分閉会
2. 場 所 山崎本社 みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）
1階多目的ホール
3. 出席委員（農業委員13名）

1 番 中田 安義	2 番 木浦 紀幸	3 番 神鳥 正貴
4 番 中山 誠治	5 番 岡 真由美	6 番 古川 憲吾
7 番 宮本 孝博	9 番 是佐 恵美子	10 番 山田 政則
11 番 河井 孝之	12 番 岩木 國明	13 番 沖村 弓枝
14 番 河野 義刀		

（推進委員10名）

登 宏太郎	岩本 博志	吉田 雅子	岡村 昭男
小西 礼子	三田 邦男	黒田 球貴	松井 祥壮
堀田 良昭	安井 多佳子		
4. 欠席委員（1名）

8 番 梶原 安行	推進委員 清水 透	推進委員 倉本 良夫
-----------	-----------	------------
5. 議事録署名委員

5 番 岡 真由美	6 番 古川 憲吾
-----------	-----------
6. 会議に出席した委員以外の者
7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長	河内 光也
係 長	比良 大助
主任主事	武田 枝梨加
（佐伯支所）主任専門員	西田 昭子
（吉和支所）主任主事	平井 翔太
（大野支所）主任主事	奥田 規之
（宮島支所）主任主事	平岡 滋
8. 会議に諮った議題
《審議事項》
 - (1) 議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について（利用権貸借）
 - (2) 議案第 46 号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第 47 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
 - (4) 議案第 48 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - (5) 議案第 49 号 非農地証明交付申請について
 - (6) 議案第 50 号 廿日市市の農業・農村政策に対する提案書について

《報告事項》

- (1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について
- (2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
- (3) 報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について

《協議事項》

- (1) 協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定するする別段の面積について

9. その他

(開会 午前 10 時 00 分)

事務局長	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから令和 3 年第 10 回廿日市市農業委員会総会を開会をいたします。 まず、本総会の成立を申し上げます。委員総数 14 名のうち 1 名欠席で、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定によりまして本総会は成立をしております。 議事録署名委員を指名いたします。 廿日市市農業委員会会議規則第 20 条第 2 項の規定によりまして、5 番の岡委員さん、6 番の古川委員さんのご両名をお願いをいたします。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず初めに、審議事項に入ります。 議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 45 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権賃借について説明させていただきます。 それでは、座って説明させていただきます。 議案書は 2 ページに総括表、3 ページ・4 ページに内訳、位置図は 1 ページから 3 ページになります。 番号 71 番から 74 番は、利用権の設定を受ける者が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号 71 番、72 番、73 番、74 番です。農地の所在地は、浅原字長者原、西ヶ迫、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 9 筆の 8, 566 平方メートルで、利用目的は田です。期間は公告日から令和 13 年 3 月 31 日までの使用貸借の新規設定を行うものです。 次に番号 75 番、農地の所在地は、玖島字大沢、登記地目は田

	です。関係者は議案記載のとおりです。面積は1筆の2, 1 1 3. 7 5平方メートルで、利用目的は畑です。期間は公告日から令和12年3月31日までの賃貸借の新規設定を行うものです。 こちらの農地につきましては、以前、両者で利用権設定を行っていましたが、今回、携帯電話の基地局設置に当たり、面積の変更があるため、一端合意解約して改めて利用権設定を行うものです。 このたびの申請は、基地局分の面積2. 2 5平方メートルを引いた面積の2, 1 1 3. 7 5平方メートルを新たに利用権設定を行うものです。 なお、この農地は、農振農用地区域内にある農地ではありますが、農地法施行規則第53条第1項第14号の規定により、認定電気通信事業者が中継施設を設置することが可能であります。また、基地局分の農地2. 2 5平方メートルを農振除外する予定です。 いずれも、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 71番、72番、73番、74番を古川委員さん、75番を堀田委員さん、よろしくお願いいたします。
6番委員	6番の古川です。番号71から74までは、利用権の設定を受ける者が同じということですので、一括して私のほうから報告をいたします。71番ですけれども、9月15日に安井推進委員と事務局2名で現地調査を行いました。以下同じように、同日にこのような状況で確認をいたしています。位置図につきましては、1ページをご覧くださいと思います。今回は71番から74番までですけれども、71番につきましては、これ国道の186号線沿いにございまして、川が並行してございますけれども、上のほうが吉和の方面、下に行きますとこれは浅原の市民センターを経て大竹へ向かう186号線の周りに点在しているう状況でございます。71番ですけれども、〇〇さんは高齢のために隣接地を耕作されている〇〇さんに依頼されたものでございます。72番につきましては、位置図が次の2ページにございます。この先ほど出ました国道から少し離れた奥まった山に囲まれた谷あいの農地ということでございますけれども、整備田でございます。そういうこともありまして、持ち主の〇〇さんは、広島市内にお住まいであるということで、遠方で、ここまで耕すことができないということで、これまでも〇〇さんが耕作をされていたという状況にございます。地図のページを戻っていただきまして、

	今度、73番でございますが、国道沿いの農地で、昨年までは別の方がこの73番につきまして耕作されておりましたけれども、耕作が困難になってしまったということです。やはり〇〇さんが耕作されるということになったものです。ページを、おめくりいただきまして4ページでございます。74番、これにつきましては、相続人の〇〇さん、この方、遠方のために耕作が困難であるということで、これまでも〇〇さんが耕作をされていたものでございます。実質的には継続して耕作されることになろうかと思えます。以上、4件ともこれまで適正に管理されておりまして、水稻が作付されたところは早もので収穫済みのところもございましたが、利用権の設定後も適切に耕作されるものと思えます。他に特に問題となるようなことは見当たりませんので、特に問題はないと思えます。ご審議のほうよろしくお願いいたします。以上です。
議長	ありがとうございます。続いて、よろしくお願いします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。ナンバー75について説明します。地図については3ページとなります。9月15日、岩木委員、事務局2名と現地調査を行いました。位置については、〇〇の南東に位置しています。本件については、借受人の〇〇さんが長年においてビニールハウスで軟弱野菜を栽培されており、事務局からの説明があったとおり、携帯電話基地局の設置により、面積を変更したため、利用権設定の切り替えとなります。特に問題はないと思えます。審議のほどよろしくお願いします。
議長	ただいま地元委員の説明がございましたが、これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第45号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第46号 農地法第3条の規定による許可申請について議案としますが、番号264番については、議席番号2番の木浦委員と黒田推進委員が関係する案件のため、先に番号254、255番を審議をいたします。

事務局	それでは、事務局から説明をお願いします。 議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２５４番、２５５番について説明させていただきます。 議案書は５ページに総括表、６ページに内訳、位置図は４ページ・５ページになります。 番号２５４番、農地の所在地は、津田字松ヶ峠、登記地目は田です。面積は２筆の１，０６６平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は高齢のため耕作困難なためで、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 番号２５５番、農地の所在地は、地御前北二丁目、登記地目は畑です。面積１筆の１１５平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は海外在住のため耕作困難なため、譲受人は経営規模拡大のためで、有償の所有権移転です。 いずれも譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２５４番、２５５番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２５４番を松井委員さん、２５５を中山委員さん、お願いいたします。
松井推進委員	津田地区推進委員の松井です。２５４について説明いたします。地図は３ページです。現地確認を９月１４日に、私と会長、木浦委員、事務局で現地を確認しております。所在でございますが、地図を見ていただくと、欄外に、４ページと印字がありますが、あの辺りがちょうど支所になるので、支所の北側になるかと思えます。現況でございますが、２４６８番地は、水稻が作付されていて、刈取り前でございます。それから２４６９番地は、保全管理をされておりました。いずれも適正に管理されておりました。確認結果でございますが、譲受人は、農地転用の移転後も従前同様の営農形態が維持される見込みでありまして、特に問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
４番委員	４番の中山です。９月１６日、事務局２名と岩本推進委員と現

	地調査をしました。場所的には、地御前の野坂中学がありますが、その横ですけど、ただ、この土地につきましては、道はなくて階段がついて里道という感じです。この買われる方にお聞きしたのですが、一応卵を作って、いろいろ市場に出しているということなので、別に周辺、いろいろ調べましたけれど、問題ないと思います。審議のほうよろしく願いいたします。
議長	それでは、この２件につきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 よろしいでしょうか。ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２５４、２５５番について、許可することに異議はございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２５４番、２５５番について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第４６号ですが、農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２６４番について議案としますので、議席番号２番の木浦委員さん、黒田委員さんのご退席をお願いをいたします。 ＝木浦委員・黒田委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２６４番について説明させていただきます。 議案書は５ページに総括表、６ページに内訳、位置図は６ページになります。 番号２６４番、農地の所在地は、栗栖字小浜、登記地目は田及び畑です。面積は３筆の６４３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は仕事の都合のため耕作困難なため、譲受人は現在父と耕作している農地に隣接し便利であるためで、有償の所有権移転です。 譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たし

	ていると考えます。 以上で、議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２６４番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２６４番について、神鳥委員さん、よろしくお願いします。
３番委員	３番の神鳥です。２６４番について説明いたします。９月１５日、古川委員、黒田推進委員、事務局２名と私の計５名で現地確認を行いました。地図は６ページで、廿日市佐伯線３０号線で国道１８６号線の交差、栗栖橋の手前２００メートルぐらいの地点です。２６４番、２６７番とは、５号議案で関連議案があると思いますが、２６４番について説明いたします。このほど、〇〇さんが相続されましたが、仕事の都合上、管理しづらいということで、〇〇さんが経営拡大のため譲受人となり管理されます。何ら問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	それでは、これについてのご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ご意見ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２６４番について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４６号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２６４番について、許可することに決定をいたします。 それでは、木浦・黒田委員、席へお戻りください。 ＝木浦委員・黒田委員 復席＝
議長	それでは続きまして、議案第４７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について議案とします。 事務局から説明をお願いをいたします。
事務局	議案第４７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明させていただきます。

	議案書は５ページに総括表、７ページに内訳、位置図は７ページ・８ページになります。 番号２５６番、農地の所在地は、原字宇治久保で、登記地目は田です。面積は１筆の２３３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。 次に番号２５８番、農地の所在地は、宮内字西岡迫、登記地目は田です。面積は１筆の２１７平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案４７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２５６番、岡村委員さん、２５８番、中山委員さん、お願いをいたします。
岡村推進委員	原地区推進委員の岡村です。２５６番について説明いたします。９月２１日、事務局１名、沖村委員さんと自分で現地確認を行いました。地図は７ページです。国道４３３号線から原・川末線のバスにバス停を上がったところですが、鳴瀧さんの建てるおうちのところは高くしてあるのですが、その前がバスの転回場で、農地ではなくて全く関係ないバスの転回場となっております。周囲の農地もこの鳴瀧さんのお父さんが所有される農地で、ここに住宅を建てられても全く問題ないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
４番委員	４番の中山です。９月１６日、事務局２名、岩本委員と現地調査をしました。この〇〇さんは六本松の住所なのですが、現状、今回住宅を建てられるところの周辺は、子供たちがもう土地を取得されて、非常に整地されて、農地の維持管理をされておりますので、別に周辺にも被害は出ないと思います。審議のほうよろしくお願いいたします。
議長	これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。別にございませんか。 《委員より質疑等なし》

議長	意見がないようですので、お諮りをします。 議案第４７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４７号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について議案としますが、２６７番について、議席番号の２番の木浦委員と黒田委員が関係する案件のため、先に２３６番と２４７番、２６０番から２６３番を審議をいたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号２３６番、２４７番、２６０番から２６３番について説明させていただきます。 議案書は５ページに総括表、８ページ・９ページに内訳、位置図は９ページから１３ページになります。 番号２３６番、農地の所在地は、吉和字西潮原の第２種農地で、登記地目は畑、面積は１筆の６８０平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、露天駐車場として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず露天駐車場として利用しているため、始末書が提出されております。 次に番号２４７番、農地の所在地は、津田字迫口の第２種農地で、登記地目は田及び畑、面積は２筆の２８０平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、露天駐車場として利用するための申請です。 次に番号２６０番と２６１番は、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号２６０番、２６１番、農地の所在地は、峠字大宅の第２種農地で、登記地目は田、面積は２筆の９３２平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅用地として利用するための申請です。 なお、この転用に関しましては、建蔽率が２２％未満となっております。２２％未満の場合は、理由書の提出の上、許否を判断することになります。このたび提出していただいております理由書につきましては、敷地の空いたスペースにおいては、駐車場及び庭敷地として利用するためでございます。 次に番号２６２番、農地の所在地は、飯山字東の第２種農地で、登記地目は田、面積は３筆の１，６１４平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 次に番号２６３番、農地の所在地は、玖島字泉水の第２種農地で、登記地目は田及び畑、面積は３筆の１，１９４平方メートル

	の申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号２３６番、２４７番、２６０番から２６３番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 ２３６番を岡委員さん、２４７番を木浦委員さん、２６０番・２６１番、三田委員さん、２６２番、黒田さん、２６３番は堀田委員さん、よろしくお願いいたします。
５番委員	５番の岡です。２３６番についてご説明いたします。９月２日、中田委員、倉本推進委員、事務局２名、私とで現地確認しております。位置図は９ページです。位置図の右下辺りに〇〇があり、それをずっと上っていった辺りに〇〇がありまして、その駐車場となっております。現地を見に行ったときは、もう既にアスファルトが敷かれて露天駐車場として利用されておりました。近隣の野畑には何ら影響はないと思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。
２番委員	２番、木浦です。番号２４７番について説明します。９月１４日、河野会長、事務局２名で現場の確認をしました。現地は１０ページの地図で、ちょうど右下に津田小学校、文という記号が書いてあるのは津田小学校になります。県道が東の方から吉和方面に行く方向で、割と小学校が近い場所になります。この当事者は親戚同士ということで、恐らく譲受人が現場管理を今までずっとされていたのではないかと思います。受入宅のすぐ側ということで、その網かけの三角になるのですが、三角の地形になっております。隣接地関係は、この前側は太陽光になっていまして、右側は少し休耕で荒れている状態になっていまして、隣接地に迷惑かけるといことはありません。現況面積が２８０ということなのですが、地形が三角形であるため、もう問題はないと思います。よろしく審議のほどをお願いいたします。
三田推進委員	推進委員の三田です。２６０番について説明をいたします。位置図は１１ページの着色部で友和橋の変電所の南側であります。地図をご覧ください。９月１６日、河井委員と事務局２名と私の４名で現場を確認しております。これは、大竹市に住まれる〇〇さんが環境のいい田舎に生活したいというような理由で譲渡人

	になります〇〇さんから2筆、1394-2と1394-3を今回譲り受けるものであります。2筆とも現況は畑でありまして、それに住宅、床面積が80平米ぐらいなのですが、それを建てられて、残りの800平米等につきましては、先ほど説明がありましたように駐車場とか家庭菜園、そういったものを計画されているようです。それと一方の次ですが、20平米につきましては、その地図を見てください。261番のところですが、その上側にそばに雨水を流す等の生活排水路が通っておりまして、住宅と生活排水路の間に集中浄化槽、この辺一帯は、下水道が整備されていないということで、集中浄化槽を設けるということになっておりまして、それと雨水の排出に利用するというものであります。特に問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
黒田推進委員	推進委員の黒田です。 9月15日に神鳥委員と事務局2名と4名で現地の確認に行きました。地図は12ページで、飯山地区の186号線の近くなのですが、旧道と別れるところから少し100メートルぐらい上がったところになります。地図で網かけがしてあるところです。 それで飯山地区はもう黒い線が全部それになっていますが、これがもう全部ソーラー発電になっています。この網かけの部分は、ソーラー発電の申請になっていますが、耕作しているところは、家の近くの畑の僅かで、あとはもう全部荒廃農地のような形になっています。それで、荒廃したところはイノシシが荒らし放題というような形になっていまして、現地確認している当日も、イノシシが近くを走っていました。家があるところで、もう泣く泣くこの農業をやるより、むしろソーラー発電をしたほうが土地が荒れないのではないかというような気もするのですが、他がもう今のように耕作してあるところがありませんので、ほかにここへソーラーができたとしてもほかへの影響はないと思いますので、よろしくご審議お願いします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。ナンバー263番について説明します。地図については13ページとなります。9月15日、岩木委員、事務局2名と現地調査を行いました。位置については、元の農協玖島支店の南西に当たります。本件については、太陽光発電施設の設置を目的とする申請です。申請地については、ここ何年間、耕作されず、隣接の太線がありますよね。そこが今回申請した業者が太陽光パネルを設置しています。防草シートはせず、草刈りをして管理するというものでした。現場確認時、隣接する土地については、きれいに草が刈られており、特に問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いします。
議長	この5件について、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。別にございませんか。

	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをします。 議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号２３６番、２４７番、２６０番から２６３番について、許可することに異議ございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、先に言いましたように、２３６、２４７、２６０から２６３について、許可することに決定をいたします。 同じく、議案は４８号でございますが、農地法第５条第１項の規定による許可申請についてのうち、２６７番について議案としますので、議席番号２番の木浦さん、黒田さんのご退席をお願いいたします。 ＝木浦委員・黒田委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号２６７番について説明させていただきます。 議案書は５ページに総括表、１０ページに内訳、位置図は６ページになります。 番号２６７番、農地の所在地は、栗栖字小浜の第２種農地で、登記地目は田、面積は１筆の２８７平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、倉庫として利用するための申請ですが、農地転用の手続を行わず、倉庫として利用しているため、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により、周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号２６７番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 神鳥委員さん、お願いします。
３番委員	３番の神鳥です。２６７番について説明いたします。９月１５日、先ほどと同じメンバーで現地を確認いたしました。先ほどの〇〇さんから譲り受ける過程で、農地転用がなされていないと、

	顛末書が提出されているということでもあります。地図は先ほど言いました２６７・２６６と〇〇の相続をこのたび全面的に引き受けられるということでもあります。何ら問題ないと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま地元地区委員の説明がございました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 先ほどからの関連議案でもありますし、ご意見ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号２６７番について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４８号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についてのうち、番号２６７番について、許可することに決定をいたします。 ご両人、席へお戻りください。 ＝木浦委員・黒田委員 復席＝
議長	それでは、議案第４９号 非農地証明交付申請について議案としますが、番号２６６番については、議席番号２番の木浦さんが関係する案件のため、先に２５７番を審議いたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第４９号 非農地証明交付申請についてのうち、番号２５７番について説明させていただきます。 議案書は１１ページ、位置図は１４ページになります。事前に配布しております、現地確認写真が添付されている議案第４９号資料①も併せてご覧ください。 番号２５７番、農地の所在地は、塩屋一丁目、登記地目は畑で、面積は１０筆で３，３０９．０７平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第４９号 非農地証明交付申請についてのうち、

	番号２５７番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 失礼しました。地元担当委員の意見をお伺いします。 ２５７番について、山田委員さん、お願いします。
１０番委員	山田です。説明いたします。地図は１４ページ、それから、先ほどございましたように、別紙で資料を作って、写真が添付されております。この場所は、ＪＲの大野浦駅から山手に位置するところなのですが、大体、小高い丘というか山というか、そこを切り開いた状態が赤い網かけになりますけど、その上の広い部分は山を切り開いたようなところで、現在畑になるようです。その山の周り、傾斜の面が今回赤で網かけにされているという状態です。相当前でしょうけれども、現地を見ると、段々畑のようなのも見えましたが、もう何年も耕作されていないということで、雑木とか竹が茂って山林化しております。とても元に戻すということは難しいと思いますので、非農地扱いにするのがいいのではないかと思います。よろしくお願いいたします。
議長	それでは、これにつきまして、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りします。 議案第４９号 非農地証明交付申請についてのうち、番号２５７番について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第４９号 非農地証明交付申請についてのうち、番号２５７番について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 続きまして、同じく、議案第４９号 非農地証明交付申請についてのうち、番号２６６番について議案としますが、議席番号２番の木浦委員の退席をお願いをいたします。 ＝木浦委員・黒田委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いをいたします。

事務局	議案第４９号 非農地証明交付申請についてのうち、番号２６６番について説明させていただきます。 議案書は１１ページ、位置図は６ページになります。 事前に配布しております現地確認写真が添付されている議案第４９号資料①も併せてご覧ください。 番号２６６番、農地の所在地は、栗栖字向井野地、登記地目は田で、面積は１筆で１２８平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第２条第１項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第４９号 非農地証明交付申請についてのうち、番号２６６番について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見を伺います。 神鳥委員さん、お願いします。
３番委員	３番の神鳥です。地図の６ページを開いてみてください。先ほど説明しました現場から南に向けて５００メートルぐらいの所です。この２６６番は、もうこの辺りは車が通る道もなく、昔は人力で田んぼを作っていましたが、その最終作物が４０年から３０年ぐらい前だと思います。今はもう山林化して、辺りにはもうスギでも３０センチ、４０センチ、ぐらいの大きさになっているところで、栗栖地域の人間もその辺りには、もう最近行く者がいないという状態で、もう山林化しています。農地としては利用が不可能だと思います。よろしくお願いいたします。
議長	これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見ないようですので、お諮りします。 議案第４９号について、非農地証明交付申請についてのうち、番号２６６番について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》

議長	異議なしと認め、議案第４９号 非農地証明交付申請についてのうち、番号２６６番について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 木浦さん、戻ってください。 ＝木浦委員・黒田委員 復席＝
議長	議案第５０号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について議案とします。 この案件については、前回の総会の議案第４３号で承認いただきましたが、前回の総会の中で皆さんからいただいた意見を改めて事務局がまとめてあります。本日は、推進委員の皆さんも参加されておりますので、改めて提示させていただき、承認を得たいと思います。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５０号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書について説明させていただきます。 先ほど議長から説明がありましたが、前回の総会で承認をいただいておりますが、前回の総会の中で皆様から意見をいただきましたので、その意見を今回反映させまして、本日提示させていただきます。 それでは、今日お配りしました廿日市市の農業・農村施策に対する提案書のほうをご覧ください。読み上げさせていただきます。 １、２ページです。担い手の育成・確保と遊休農地の発生防止・解消について。 高齢農家の増加や担い手不足等に伴い、農地の有効利用の停滞や遊休農地の拡大が懸念される中、本市の農業を支える担い手の育成・確保は、非常に重要な課題となっております。また、本市の農業振興地域は、耕作条件の不利な中山間地域にあり、限界集落も発生している地区もあります。 現在、ＪＡ佐伯中央と連携して取り組んでいる新規農業経営者育成事業は、一定の効果を示していますが、新規就農者がより安定した経営と営農定着が図られる取組が必要であります。また、広島市がセカンドライフや半農半Ｘ的に農業を始めたい方を対象とした取組についても本市も連携し、研究等に参加していくべきと考えます。 こうした中、本市における遊休農地は増加しており、中でも中山間地域で耕作を放棄された農地が多く目立っており、さらに荒廃化が進むと、守るべき農地に影響を及ぼすこととなります。 農業委員会においては、農地パトロールや農地利用状況調査、意向調査などを実施し、地域の実情に即した遊休農地対策を講じていますが、遊休農地の発生を防ぐことは難しくなっております。

こうした状況を防ぐためには、農地を管理できなくなった所有者に対し、あるいはボランティア団体が支援する仕組みなど、新たな取組を見出す必要があると考えます。よって、未来にわたり農地を守っていくため、次のことを提案します。

(1) 定年帰農者、Iターン就農者に対し、本市農業の教授や新規就農相談者に対し、市農業委員会と情報を共有化し、支援策を積極的に周知すること。

(2) 農業委員会が把握している農地利用意向情報の共有化により、優良農地の営農が円滑に行われるよう、農業委員、農地利用最適化推進委員と緊密な連携体制を構築すること。

(3) 遊休農地を地域で解消し、担い手への集積や景観作物などの取組を促進する市単独補助の仕組みを構築すること。

(4) 草刈り隊等の支援、地域等への支援、奨励金の交付など、新たな体制を構築すること。

(5) 広島市と連携し、セカンドライフや半農半X的に農業を始めたい方に対する取組の研修などに参加すること。

続きまして2番、有害鳥獣対策のさらなる拡充について。

令和2年度において、予算の増額など鳥獣被害防止の対策に積極的に取り組まれています。被害は依然として多く発生しており、特にイノシシやサルによる被害は年を追うごとに深刻さを増しています。そして、有害鳥獣が市街地に出没し、市民生活を脅かす事例も発生しています。

また、収穫直前の農作物が有害鳥獣の被害に遭うことは、経済的な損失だけでなく、農業従事者の生活、農業収入をも脅かし、耕作意欲を失うことにつながります。こうした耕作意欲を失うことは、やがては耕作放棄地となり、新たな有害鳥獣のすみかにもなりかねず、異常気象の際に、本来の農地が持つ多面的な機能を果たすことができず、災害の発生につながる可能性も否定できません。

このような状況は、有害鳥獣の行動範囲の拡大や狩猟者の高齢化や減少により、捕獲などの方策がままならず、また自ら防止策を実施している農業従事者自身の高齢化などにより、設置費・費用等で大きな負担となっています。

令和2年度において、イノシシなどの有害鳥獣の肉をジビエや加工品として再資源化するための協議についての予算化を実現しましたが、現在の状況を考慮すると、早期に加工処理施設の整備が必要であると考えます。

併せて有害鳥獣の数を削減する直接的な対策を強化するため、狩猟者の育成や増員、並びに捕獲意欲の向上につながる支援の強化を図る必要があると考えます。

よって、有害鳥獣対策において、農業従事者等が自らが防除することが限界にきていることから、市においてさらなる施策の充実を図るべく、次のことを提案します。

(1) 有害鳥獣による被害が急激に増加していることから、箱わな、防止策等の設置や管理に必要な各種補助制度のさらなる充

実、拡充を図ること。

（２）他の関係団体と連携及び情報共有を図り、防除等に必要予算を有効活用すること。

（４）狩猟者の育成・確保、意欲向上のため、環境の整備や支援の強化を図ること。

（５）捕獲した有害鳥獣をジビエとして有効活用するための加工処理施設の方向性を早期に示すこと。

（６）カラス、カワウなど新たな被害が発生していることから、新たな対応を図ること。

続きまして、３、農業生産基盤等の整備について。

農業従事者の高齢化や担い手不足により、農業生産基盤等の整備・保全が進まず、農業生産において機能低下が懸念されています。農業従事者が効率的な営農活動を継続的かつ積極的に行うためには、農地や付随する生産基盤の整備・保全が必要不可欠となっています。

そして近年、頻発する大雨災害等により、農業用設備、農道・水路等が破損し、本来の機能を失った農業用設備、農道・水路等も多く存在しています。

また、中山間地域における圃場整備事業から数十年が経過し、国からの補助金を活用しながら、地元において農業用設備等を適宜補修修繕しながら営農していますが、老朽化による機能低下は免れない状況となっています。このように、破損した農業用設備、農道、水路等の補修や改修を地元や個人で負担することが年々難しく、限界が近づいており、営農活動への意欲低下の一因にもなっています。

また、これまで地域の農業従事者が集まり、農道の草刈りや水路の清掃などの維持管理を行ってきましたが、農業従事者の減少や高齢化などにより、農道・水路の維持管理も困難になってきています。

農道や水路は、農業だけでなく、地域住民にとっても大切な施設であることから、地域全体として維持管理することで、農地の持つ多面的な機能を十分発揮にさせることが大変重要であると考えます。

よって、これからも永続的に集落営農に係る取組を図るため、市に対して次のことを要望します。

（１）中山間直接支払制度に準じた市独自の制度を構築すること。

（２）農業用施設等の整備、補修について、年度ごとに予算の計上を行い、積極的、計画的に行うこと。

以上でございます。

この提案書ですけれど、１０月１８日、先ほど申しましたように１０月１８日に市長・議長に提案書を提出したいと考えております。

以上で、議案第５０号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書についての説明を終わります。

議長	ご審議のほどよろしく申し上げます。 長々朗読いたしました但、これが最終的には提案書になるということでございますので、これにつきまして、続いて皆さんからのご意見、ご質問等があれば、お願いいたします。 ご意見がもう何回もご意見聞いておりまして、改めて今回、つけ加えさせていただいた点もあるということでございますので。 ご意見がないようですので、この案件につきましては、議案第50号、改めまして、廿日市市の農業・農村施策に対する提案書については、先ほどたびたび繰り返すように、18日に私と沖村職務代理者で、市長・議長への提案をすることに異議はございませんか。何かありますか。ご意見ないということでよろしいでしょうか。 《委員より異議等なし》
議長	議案第50号 廿日市市の農業・農村施策に対する提案書については、先ほど言いましたように18日に、市長・議長へ提出することに決定をいたします。 続いて、報告事項に入ります。 報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告をいたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は14ページ、位置図は15ページ・16ページになります。 今月の報告は、令和3年8月11日から令和3年9月10日までの間に受理した2件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告を終わります。

事務局	続きまして、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告をします。 事務局から説明をお願いします。 報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明させていただきます。 議案書は１５ページ・１６ページ、位置図は１６ページから１９ページになります。 今月の報告は、令和３年８月１１日から令和３年９月１０日までの間に受理した４件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。 ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第２号 農地法第５条第１項第７号の規定による届出について報告を終わります。 続いて、報告第３号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告をします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	報告第３号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告させていただきます。 議案書は１７ページ、位置図は２０ページになります。 広島法務局廿日市支局の登記官から照会があったもので、議案の朗読は省略させていただきます。 番号２４３番については、平成１５年６月２０日付で宅地として利用するため、許可済みの案件であり、非農地として処理する旨を回答しました。 以上で、報告第３号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。この登記官からの照会について、質疑等があればお願いします。 よろしいでしょうか。

	《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 3 号 地目変更登記に係る登記官からの照会について報告を終わります。 続いて、協議事項に入ります。 協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規程する別段の面積について、事務局から説明をお願いします。
事務局	協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について説明させていただきます。 本日お配りしている協議第 1 号資料①ということで、2 枚ある物をご覧ください。 当市につきましては、平成 2 5 年 1 2 月に別段の面積を 1 0 アールに修正しております。また、令和元年 1 2 月に空き家に付随した農地の下限面積については、1 アールに設定しております。 2 ページ目なんですけど、こちらは、広島県内の各市町の別段面積の一覧表となっております。 この別段の面積の設定、修正の必要性につきましては、毎年検討しなければならないこととなっています。各委員さんは、地域の状況や地域の方の意見を把握していただきまして、1 1 月、来月の総会で各支部長さんに状況を報告していただきたいと思います。 以上で、協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について説明を終わります。
議長	事務局からの説明が終わりました。ただいま説明いたしましたように、別段の面積の変更は年に一回、改めて確認するということがございます。各支部でご協議をお願いしたいと思います。今回は、事務局からの説明がありましたが、1 1 月の総会で事務局案と各支部委員からの意見を集約して修正、1 2 月総会で最終協議をもって別段の面積を決定するということが、よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、協議第 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規程する別段の面積については、そのようにさせていただきます。
議長	以上で、協議を終わります。 次回、第 1 1 回農業委員会総会は 1 1 月 9 日火曜日、山崎本社みんなのあいプラザ（廿日市市総合健康福祉センター）で開催する予定にしております。よろしくお願いします。本日はありがとうございました。

(閉会 午前 1 1 時 4 0 分)

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 3 年 1 1 月 9 日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長）

廿日市市農業委員会委員（5 番委員）

廿日市市農業委員会委員（6 番委員）
